

福井県優良工事土木事務所長表彰要綱

制 定 令和元年 7 月 3 0 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、福井県土木事務所（以下、「事務所」という。）が発注する工事について優秀な成果を収めた事業者を顕彰し、もって、その功績に報いるとともに、建設技術の向上と事業者の育成を図ることを目的とする。

(表彰の期日)

第 2 条 表彰は、原則として毎年度 1 1 月に実施するものとする。

(表彰対象者)

第 3 条 表彰については、次の（１）から（７）までのすべてに該当する事業者を表彰対象者とする。

- （１）当該事務所が発注し、前年度に完成または完了した工事（債務負担、明許繰越等に係る工事は完成年度に、継続工事は最終年度に、当該工事等の全体を対象とする。）で、工事成績総評点（以下「総評点」という。）が、福井県発注の当該工事業種における前年度の平均点以上であること。
- （２）主たる工事を元請者が施工した工事であること。ただし、建築および建築設備工事を除く。
- （３）主たる営業所が、管内にある事業者であること。
- （４）前年度における総評点がいずれも 7 0 点以上であること。
- （５）前年度から申請年度の事務所長表彰式までの期間において、指名停止(除外)、口頭や文書による注意・警告および法令等に違反のない事業者であること。ただし、競争入札妨害等の不正な行為に伴う指名停止の場合は、指名停止が終了した翌年度以降 3 年を経過している事業者であること。
- （６）社会的信用のある事業者であること。
- （７）申請年度に、福井県優良工事等事業者表彰要綱による優秀賞、優良賞および特別賞の受賞者でないこと。

(表彰の申出)

第 4 条 事業者は、前条の表彰対象者に該当するときは、優良工事申出書（申出様式 1）に次の資料を添えて、事務所長に表彰の申出をすることができる。

- （１）優良工事説明書（申出様式 2）
- （２）全景写真と申出理由（申出様式 2 別紙②）および工事全景や周辺状況、優良工事説明書の取り組み内容を簡潔に説明する資料（パワーポイントなどで、枚数は最大 1 0 枚までとする。）

2 前項の規定により申出することができる件数は、1 事業者当たり事務所管内で 1 件のみとする。なお、経常建設共同企業体の代表者および構成員であっても別事業者とはみなさないものとする。このほか、特定建設共同企業体（以下 JV という）の代表者は別事業者とはみなさないものとする。JV の構成員が他の工事で申出する場合、申出時点で JV の構成員としての受賞資格は失うものとする。構成員が重なる複数の JV 工事で申出する場合、その構成員は申出時点でその中の一つの工事での受賞資格を選択すること。

3 申出期間は、毎年 9 月 1 日から 9 月 2 0 日までとする。ただし、9 月 1 日および 9 月 2 0 日が土日祝日である場合の申出期間は、別に定める。

(選考等)

第5条 表彰は、申出のあった工事について、福井県優良工事土木事務所長表彰選考委員会の選考を経て事務所長が決定する。

なお、土木部長の承認を得るものとする。

2 選考委員は、優良工事審査基準（別表）に基づき審査する。

3 選考委員は、福井県優良工事土木事務所長表彰選考委員会設置要領に定めるものとする。

4 事務所長は、表彰の決定について当該申出者に通知するものとする。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、賞状の授与により行う。

(表彰の取消し)

第7条 表彰の対象となった優良工事において、後日、当該工事に係るかしの補修または損害賠償が実施されたときまたは法令違反等により処分を受けたときは、表彰の選考または決定を取り消すものとする。

2 表彰受賞予定事業者が、表彰受賞までに、法令違反等により処分を受けたときは、表彰の選考または決定を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は事務所において別に定める。

(附則) この要綱は、令和元年7月30日から施行する。